



栃木県公報

平成28年
4月22日(金)
第2777号

目次

告示

○有償頒布行政資料の売払代金の収納事務の委託	437
○予定保安林	437
○保育士登録等の手数料の徴収事務の委託	439
○土地改良区定款変更の認可	439

公告

○平成28年度狩猟免許試験の実施	439
○平成28年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	441
○土地改良事業の工事完了	443
○公共測量の終了	443
○開発行為の工事完了	443
○建築士の懲戒処分	444
○建築士事務所の監督処分	445

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）	445
○同	447

告示

栃木県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成28年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

- 委託事務の内容
有償頒布行政資料の売払代金の収納事務
- 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - 主たる事務所の所在地
宇都宮市塙田1丁目1番20号
 - 名称
栃木県職員生活協同組合
- 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第244号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町矢又字入ノ沢2865
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町大山田下郷字仲ノ内3048
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市竹下町字飛山河原430-1 (次の図に示す部分に限る。)、430-6
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛山河原430-1・430-6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第245号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成28年4月1日付けで次のとおり保育士登録等の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の55の2の項から55の4の項までに規定する手数料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町1丁目6番2号

(2) 名称

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(こども政策課)

栃木県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
国分寺土地改良区	平成28年4月8日

(農地整備課)

公 告

○平成28年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成28年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
- 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩 猟 免 許 の 種 類	実施事務所
7月10日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
同 上	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境森 林事務所
7月14日(木) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
8月21日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	網 猟 免 許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
10月23日(日) 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
12月7日(水) 午前9時30分から	鹿沼市栗野コミュニティセ ンター	鹿沼市口栗野1780	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同 上	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	わな猟免許 第一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。

なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試 験 科 目	内 容
適 性 試 験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技 能 試 験	1 猟具の判別(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2 猟具の架設(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 3 猟具の取扱い(網猟、わな猟免許を除く。) 4 鳥獣の判別 5 距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。)
知 識 試 験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成28年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成28年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成28年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成28年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 事 務 所
6月5日（日） 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
6月11日（土） 午前9時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
6月16日（木） 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市縦山町162-2	県西環境森林事務所

6月17日(金) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月19日(日) 午前9時から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	県北環境森林事務所
6月21日(火) 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月22日(水) 午前9時から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月22日(水) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所
7月5日(火) 午後1時30分から	市貝町役場	市貝町市塙1280	県東環境森林事務所
9月4日(日) 午後1時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地15-1	県東環境森林事務所

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護及び管理

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの)
 - ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
 - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(ア又はイに該当する者を除く。)

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

(1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

(2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年 4 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	完了年月日
国分寺土地改良区	応急工事（災害復旧）	平成28年 3 月10日
小山用水土地改良区	応急工事（災害復旧）	平成28年 3 月22日
藤岡土地改良区	応急工事（災害復旧）	平成28年 3 月23日
大美間土地改良区	応急工事（災害復旧）	平成28年 3 月25日
藤岡土地改良区	応急工事第2工区（災害復旧）	平成28年 3 月28日

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成27年10月30日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、関東地方整備局日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 4 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
日光市
- 3 作業期間
平成27年 9 月10日から平成28年 3 月22日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年 4 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名

河内郡上三川町大字大山字三枚所803番 3	宇都宮市峰一丁目19番15号	手塚貴司 手塚桂子
河内郡上三川町大字上蒲生字地蔵堂1422番 7、1423番 6	河内郡上三川町大字上蒲生37番地21 サンシティ C102	吉崎祐介
真岡市小林2412番 (開発行為に関する工事) 真岡市小林2411番の一部	真岡市荒町四丁目38番地 1 中川住宅 1号	鳥谷優作 鳥谷杏澄
芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目 5 番 5 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目 4 番	芳賀郡芳賀町大字祖母井1020	芳賀町
芳賀郡芳賀町大字西高橋4214番 2、4214番 3、4215番、字山下4318番 2	芳賀郡芳賀町大字西高橋4318番地 2	直井孝彰
芳賀郡芳賀町大字与能字下与能95番 1 の一部	芳賀郡芳賀町大字与能291番地	黒崎知成 黒崎史恵
下野市柴字東原322番 3、322番 6	下野市柴322番地 3	安達三男
下野市薬師寺字北原2117番 3	下野市町田732番地 下都賀郡壬生町大字壬生丁280番地 25	羽鳥美紀 羽鳥貴大
下野市上古山字大木71番12	河内郡上三川町大字上三川4726番地 44ベルホームⅡ-B103号	高橋信彦
下野市箕輪字館ノ内695番13、696番 2	下野市上大領300番地15	鳥居徹也
下都賀郡壬生町大字助谷字東原1348番24、 1348番25	下都賀郡壬生町大字助谷1348番地23	中山重明 中山佐智子
下都賀郡壬生町大字藤井字樋越1176番 1	下都賀郡壬生町中央町16番13号ベル ハイツC202号	妙鳥早苗 妙鳥竜也
下都賀郡壬生町大字助谷字東原1348番26	下都賀郡壬生町大字助谷1348番地23	佐久間万理 佐久間修
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美248番11	下都賀郡壬生町大字安塚2986番地 4	遠藤友哉
下都賀郡野木町大字野渡字中沖260番 1	下都賀郡野木町大字友沼6428番地 7	田村智司
真岡市東大島字上原737番12	真岡市東大島737番地12	青木秋夫

(都市計画課)

○建築士の懲戒処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 4 月22日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成28年 3 月30日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
安在栄二
二級建築士

栃木県知事登録第7903号

3 処分の内容

業務停止1カ月間（平成28年5月1日から同月31日まで）

4 処分の原因となった事実

建築士事務所の登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ったこと（建築士法第10条第1項第1号該当）。

○建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 監督処分をした年月日

平成28年3月30日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

株式会社中村ハウジング建築設計事務所

宇都宮市今泉町847-22

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社中村ハウジング

代表取締役 中村 稔典

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

二級建築士事務所

栃木県知事登録B第4564号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖1カ月間（平成28年5月1日から同月31日まで）

4 監督処分の原因となった事実

株式会社中村ハウジング建築設計事務所の管理建築士が、平成28年3月30日に、建築士法第10条第1項の規定により、1カ月間の業務停止の処分を受けたこと（建築士法第26条第2項第4号該当）。

（建築課）

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 新情報通信ネットワークシステム機器 254式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成28年10月1日から平成34年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成28年6月17日から同月23日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 同年4月22日から同年6月13日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成28年6月17日午後5時(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成28年6月23日午前10時00分 栃木県警察本部庁舎4階会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成28年4月22日から同年6月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成28年6月16日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Apparatuses for New Information and Communication Network System, 254set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., June 17, 2016
- (3) Information is available at:
Treasurer Section,
Finance Division,
Department of Police Administration,
Tochigi Prefectural Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月22日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 交番・駐在所用回線暗号化装置機器 117式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成28年10月1日から平成35年9月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成28年6月17日から同月23日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成28年4月22日から同年6月13日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成28年6月17日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成28年6月23日午前11時00分 栃木県警察本部庁舎4階会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成28年4月22日から同年6月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成28年6月16日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に基づき作成した仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する新情報通信ネットワークシステム機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Police box residence business line coding device apparatus, 117set

(2) Time and Date of bidding:

5:00 p.m., June 17, 2016

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Finance Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2246)

(警察本部会計課)